

みささ生涯学習推進プラン（仮称）の計画骨子（案）について

I 計画の概要

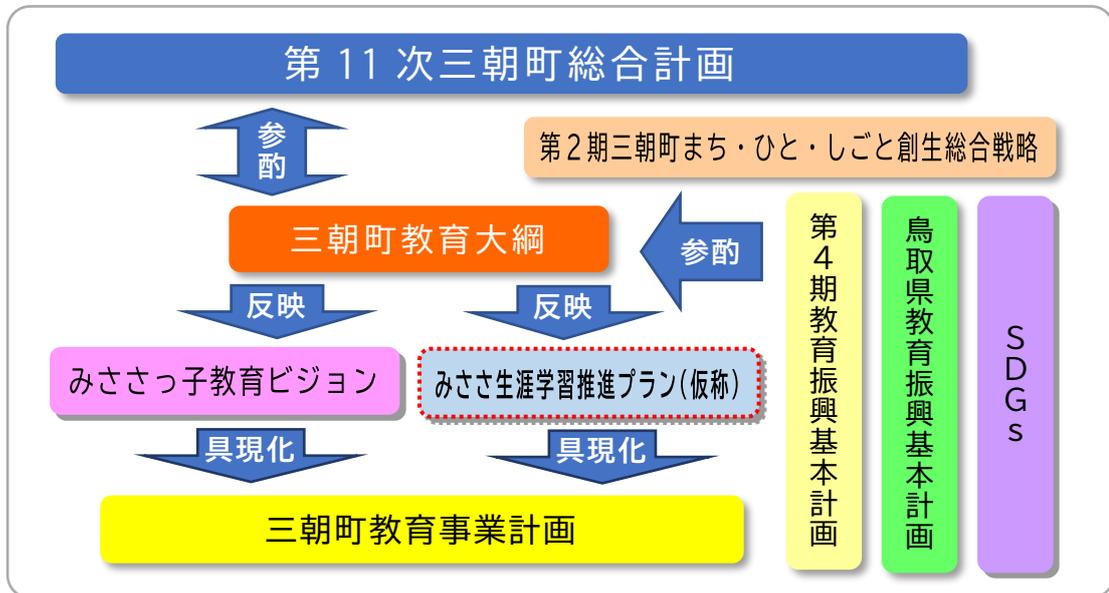
1 経緯及び見直しの趣旨等

昭和63年9月に議決された「生涯学習の町」宣言を根幹に、平成10年3月に生涯学習の町づくり推進計画「生き生きプラン21」が策定され、早や26年が経過。

多様化する社会情勢、新型コロナウイルスによる学びの環境変化、SDGsへの対応等、生涯学習を取り巻く環境の変化に対応するため、本町の教育大綱の基本理念である「“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」の実現を目指し、新たな生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

新たな計画の策定にあたっては、『三朝町民憲章』及び『生涯学習の町』宣言の理念に基づき、本町の最上位計画である「第11次三朝町総合計画」（以下「町総合計画」という。）及び「三朝町教育大綱」（以下「大綱」という。）並びに「みささっ子教育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）との整合性を図るとともに、国県の教育振興基本計画やSDGsの視点を参酌し、本町における生涯学習分野の基本理念や方針、施策を総合的に推進するための計画に位置付ける。



3 計画期間

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、最上位計画である町総合計画の基本理念との整合性を取りながら、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第11次三朝町総合計画	前期計画(R1～R5)					後期計画(R6～R10)				
三朝町教育大綱(改訂)		R2～R10								
みささっ子教育ビジョン	R1～R10									
みささ生涯学習推進プラン(仮称)						R6～R10				

II 生涯学習の理念と概念

1 生涯学習の理念

生涯学習の理念は、教育基本法第3条において次のとおり示されている。

生涯学習の理念と教育の3領域

生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2 生涯学習の概念

生涯学習は、家庭教育、学校教育、社会教育はもとより、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、職場や地域における共育、趣味にいたるまで、人が生涯にわたって自主的・自発的に行うあらゆる学習活動を包含するものであり、さらには、学びを通じた福祉の向上や青少年の健全育成、産業の振興、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで、多様な側面を持った概念である。

生涯学習の概念

社会教育

学校教育を除き、主に青少年・成人に行われる組織的な教育
職場、地域、団体、公民館、図書館、美術館、ボランティア活動 など

学校教育

組織的／計画的な教育

段階的、共通の学び、知・徳・体、生きる力、個性の発見、社会性の基盤形成 など

家庭教育

全ての教育の出発点

生活習慣、生活能力、豊かな情操、思いやり、倫理観、自尊心、社会的マナー など

幼稚園・ 保育所(園)等	小学校	中学校	高等学校等	大学等	職場・地域社会等
-----------------	-----	-----	-------	-----	----------

乳幼児期

少年期

青年期

成人期・高齢期



Ⅲ SDGsと生涯学習の関係性

SDGsとは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標である。

このうち、目標4では「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と掲げられており、学ぶことはSDGsすべての目標実現のキーワードであり、自ら思考し能動的（アクティブ）に学ぶ生涯学習は、非常に重要な役割を担っている。



Ⅳ 国における生涯学習の動向

我が国における生涯学習に係る体制の整備については、昭和63年に当時の文部省に生涯学習を担う局が設置された。以降、平成2年には「生涯学習振興法」が制定され、平成13年には社会教育法の一部改正が行われており、現在も中央教育審議会において様々な事案について議論がなされ、答申や計画が示されている。

1 中央教育審議会答申（平成27年12月）

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」

時代の変化に伴い、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みとして今後のコミュニティ・スクールの在り方や地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方等が示される。

2 中央教育審議会答申（平成30年12月）

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」

今後の地域における社会教育の在り方について、「社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくり」の重要性を示すとともに、新たな社

会教育の方向性を「開かれ、つながる社会教育の実現」と提示した。又、今後の社会教育施設については、学習の拠点としての役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組などの役割が求められている。

3 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和2年9月） 「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育」

～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

人生100年時代やSociety5.0などの社会の変化や課題、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、新しい時代の生涯学習・社会教育の在り方について議論を行い取りまとめられており、今後の施策の展開に向け、3つのキーワード（①「命を守る」生涯学習・社会教育、②ICT活用、デジタル・ディバイド解消、③子供・若者の地域・社会への主体的な参画を提示している。

4 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定） 〈令和5年度～令和9年度〉

令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が各閣議決定される。本計画では2つのコンセプト（①持続可能な社会の創り手の育成、②日本社会に根差したウェルビーイングの向上）と5つの基本方針（①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話）が示される。

V 三朝町の現状と課題

平成10年3月策定の「生き生きプラン21」には、策定年度からの3か年までしか成果指標が設定されていないことから、町総合計画に掲げられている生涯学習及び社会教育関連の成果指標に基づいた事業成果を示すとともに、本町における人口減少と少子高齢化の推移、町内の社会教育・社会体育関連施設の利用状況、近年の社会情勢や新型コロナウイルスによる学びの環境変化、又、SDGsへの対応についても現状を分析する。

VI 計画の体系及び今後の取り組むべき施策の視点

「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、町民一人ひとりが生涯にわたって「しあわせ」を実感し、「学び」を通して豊かな「心」を創造していくためには、教育の『不易と流行』を取り入れていくことが求められている。

本町の新たな計画では、平成10年に策定された「生き生きプラン21」のレガシーを継承しながらも、国県の教育振興基本計画を参酌するとともに、町総合計画における町づくりの基本方針及び大綱やビジョンの方向性を踏まえ、多様化する社会情勢の変化等に対応した生涯学習施策の推進にむけた本町の指針とするため、基本理念と施策の方向性にSDGsへの対応も含めた具体的施策を展開する。

【基本的な考え方】

(1) 「生き生きプラン21」のレガシー

本プランには「生涯学習の町」宣言の具体的な実現を目指すため、成長・発達期毎の学習課題を示し、21世紀を展望しながら生涯にわたって学習を継続するための行動目標が掲げられている。その中で「生き活きと輝く人と町づくり」を推進するため、町民一人ひとりが本当の「しあわせ」を実感できる「豊かな未来を創造する心」の醸成を目指し続けることを基本理念としている。

「生涯学習の町」宣言

わたくしたちは、豊かな緑、清らかなせせらぎ、そして湯けむりに恵まれた「ふるさと三朝」をこよなく愛し、いつも「しあわせ」を実感して生きることができる人生と町づくりを生涯学習に求め

★ **健康で 笑顔があふれる 町づくり**

★ **心豊かで 高い文化の薫る 町づくり**

★ **産業の振興で 活力のみなぎる 町づくり**

の実現を目指します。

そのため、町民憲章の精神をふまえ、生涯にわたって、いつでも、どこでも・自ら進んで学習を行い

★ **し** 社会の一員としての自覚と役割を高めつづけます。

★ **あ** あたたかい人間愛を育て、心のふれあいを深めつづけます。

★ **わ** 若さと健康を誇り、たくましく生きる力を養いつづけます。

★ **せ** 生業に励み、豊かさとうるおいを求めつづけます。

ここに、町制施行35周年を記念して、三朝町を「生涯学習の町」とすることを宣言します。

昭和63年11月1日

(2) 第11次総合計画及び教育大綱との整合性

①基本理念

本町の「町民憲章」及び「生涯学習の町」宣言の理念と精神が盛り込まれた「生き生きプラン21」のレガシーを継承しつつ、町総合計画の将来像である「笑顔と元気があふれ輝く町」及び大綱の基本理念「“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」を実現することを根幹とした基本理念とする。

②施策の方向性

基本理念を実現させるため、生涯学習の概念のもと、町総合計画の5つの「分野別将来像」及び大綱の6つの基本方針のうち、「学校教育（コミュニティ）、次代を担う人づくり、文化、伝統、地域資源（文化財）芸術、生涯学習、スポーツ、健康づくり」に関係する政策分野の基本方針に加え、SDGsの目標達成の実現に向けた施策の方向性を示すこととする。

(3) 策定にあたり参酌する取り組むべき施策・指標の視点

①第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

- ・ 2つのコンセプト
 - 「持続可能な社会の創り手の育成」
 - 「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」
- ・ 豊かな心の育成（体験活動・交流活動の充実）
- ・ 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ・ グローバル社会における人材育成
- ・ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ・ 生涯学び、活躍できる環境整備
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上
- ・ 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ・ NPO・企業・地域団体等との連携・協働

②鳥取県の「教育に関する大綱」

- ・ 主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進
- ・ 社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進
- ・ 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり
- ・ 一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実
- ・ 健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

③鳥取県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年）

- ・ 基本理念
 - 「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」
- ・ 社会全体で学び続ける環境づくり
- ・ 学ぶ意欲を高める学校教育の推進
- ・ 学校を支える教育環境の充実
- ・ 生涯にわたる健やかな体力づくりと運動、スポーツの推進
- ・ 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

④人口減少時代の新たな地域づくりに向けて社会教育の振興方策について（平成30年12月）（中央教育審議会 答申）

- ・ 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり
- ・ 開かれ、つながる社会教育の実現
- ・ 学びへの参加のきっかけづくりの推進
- ・ 多様な主体との連携・協働の推進
- ・ 多様な人材の幅広い活躍の促進
- ・ 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

⑤我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（令和4年5月）（教育未来創造会議 第一次提言）

- ・ 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

- ・新たな時代に対応する学びの支援の充実
- ・学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

⑥～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて～（令和4年8月）

（中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理）

- ・公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
- ・社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・地域と学校の連携・協働の推進
- ・リカレント教育の推進
- ・多様な障害に対応した生涯学習の推進
- ・国・地方公共団体が果たすべき役割

VII 計画策定に向けたスケジュール（予定）

令和6年度に予定されている本町の教育大綱中間見直しに合わせ、以下のスケジュールで計画の策定を進める。

年度	R 5	R 6			
時期	2～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
検討項目	計画 → 骨子		計画素案(パブコメ反映) →		
教育長		● 諮問			
教育委員会	● 方針説明	● 策定委員の委嘱		● 素案報告	● 計画策定
策定委員会		● 委嘱状の交付	●	●	● 答申
議会		● 進捗報告		● 進捗報告	● 策定報告
パブコメ					● 実施

【備考】

- ①教育委員会定例会(4/23)で計画策定委員の委嘱について議案付議
- ②5月の第1回策定員会において、教育長からプランの策定について諮問
- ③策定委員会が計画骨子を基に協議検討のうえ、素案を作成し教育長へ答申
- ④教育委員会への答申後、パブリックコメントを実施～反映
- ⑤R7.3月の教育委員会定例会にて新たな生涯学習プラン（成案）を承認
- ⑥計画策定後、議会へ報告のうえ、広報誌、ホームページ等で公表